

道路法の道路とは？

道路局路政課

シンイチ いやー、一年経つのもって早いですね。

もう四月ですよ。春は暖かいから、すぐにねむくなりますよ。ふあゝ。

ダイ蔵 そんな間抜けな顔してあくびするとは、ずいぶん余裕ができたな。そんなことでは新人にすぐに追い抜かれるぞ。

シンイチ うっ…。そ、そんなことはありませんよ。

それにしてもどんな新人が来るんですかね。楽しみですけど、緊張しますね。

ダイ蔵 …と噂をしてたら、来たぞ。

新人 はじめまして。今日から路政課でお世話になります。よろしくお願いします！

ダイ蔵 お、なかなか元気がいいね。仕事をする上で元気がいいのは大事だよ。

シンイチ そうそう。でも、やはり頭脳が大事。

ダイ蔵 おまえが言うな。

シンイチ 道路局に来たからには、まずは道路に

関する質問です。道路法上の道路にはどんなものがあるでしょうか？

新人 道路法上の道路？ そういって何だか難しそうですね。道路法のこと、まだよく分からないですが、道路法というくらいですから、すべての道路が道路法上の道路じゃないんですか？

シンイチ これが違うんだな。一般的には、人や自動車が通る道であれば、なんでも道路といふよね。でも、例えば私道を考えてみよう。私道はあくまでも道路の形状をした一個人の土地ではないからね。

新人 確かにそうですね。そうすると、私道は道路法上の道路ではないということですよ。でも、私道はだいたい住宅街にある小規模なものが多いですよ。やはり、自動車が通行するよな道路というのは、道路法上の道路と考えると

いいんですか？

シンイチ では、ここで道路法令総覧を開いてみよう。道路法（以下「法」という。）第二条で「道路」の定義をしていて、まずは「一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるもの」としているんだ。そして、法第三条各号には高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の四つが掲げられているんだ。

新人 高速自動車国道や都道府県道は何となく分かりますが、一般交通の用に供するとはどういうことなんですか。特定の人しか通れない道ではないということでしょうか。高速道路を歩行者は通行できないですし、有料道路ならお金を払わないと通れないですよ。

シンイチ ここでいう「一般交通の用に供する」というのは、不特定多数の用に供するという意味なんだ。自動車しか通れない道や料金を払わないと通れない道も、一般に差別なく公開されているだろう？

新人 確かに、高速道路だって自動車に乗って料金を支払う必要はありますが、誰でも通れますからね。ところで、法第二条第一項にはまだ続きがありますね。

シンイチ そう。続きでは、「トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーターなど道路と一体となつてその効用を全うする施設・工作物」も道

路法でいう道路だとしているんだ。

新人 こういうのも道路なんですか？

シンイチ そうなんだよね。道路は一般的に土地の設備として考えられるわけだけど、トンネルや橋はこれに含まれないよね。でも、一方で、トンネルや橋が道路と一体となることで、初めて道路の効用が発揮できるわけだ。だから、これらも道路に含めて考え、道路の管理に当たって道路と同じ扱いをすることとしているんだ。

新人 トンネルや橋なら道路に含めるのも分かりますけど、渡船施設や道路用エレベーターが道路というのは何だかおかしい感じがしますね。シンイチ そこは、「道路と一体となつていその効用を全うする施設・工作物」というのが重要だ。渡船施設とは船及び接岸施設の総称なんだけど、道路と道路をつないで一本の交通系統としての機能を発揮させるものという意味では、道路と「一体となつてその効用を全うする」と言えるんだ。

新人 一般的に考える道路とはちよつと違つとところがあるんですね。法第二条第一項には最後に「道路の附属物」というのがありますけど、これは何ですか。同条第二項には具体的に挙げられていますね。

シンイチ さらに「道路」には、道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものも含ま

れるとされているんだ。具体的には、君の言うとおり同条第二項や道路法施行令第三十四条の三に限定列挙されていて、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物をいうんだ。ちなみに、「道路に附属して」とは、物理的に道路に接している必要はないが、社会通念上、具体的場所における道路のためのものであることが明らかである場合を言うんだ。

新人 確かにガードレール（さく）は道路の安全かつ円滑な道路交通には必要ですよ。道路法上の道路といつても奥が深いんですね。単に「道路」といっても道路法の中では、事細かに定義付けられているんですね。

ダイ蔵 日々勉強することはあるからね。年度も改まつて後輩もできたことだから、シンイチも今まで以上にがんばらないとだよ。

シンイチ その通りですね。よろしくおねがいします！

ダイ蔵 先輩らしく声の大きさは負けてないね。

〈参照条文〉

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全

うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一 道路上のさく又は駒止
二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）

五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

六 自動車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

七 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路

に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。

4 この法律において「駐車」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

5 この法律において「車両」とは、道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。